

登録期限(2023年3月31日)まで1年を切りました!

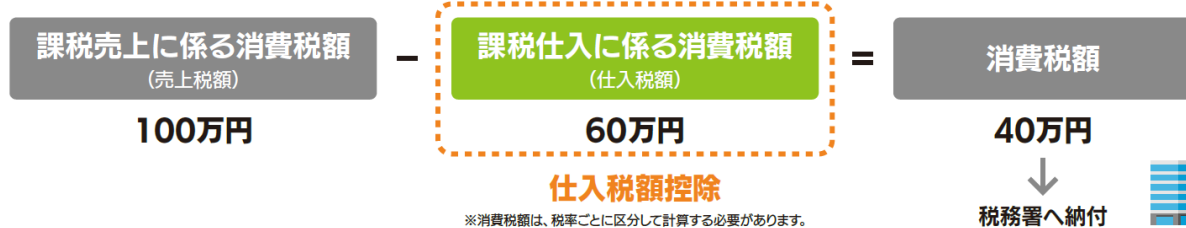
準備できていますか?

インボイス制度(適格請求書等保存方式)

インボイス制度とは、仕入税額控除の適用を受けるための仕組み

インボイス制度は、2023年10月1日からスタートする仕入税額控除のための新たな仕組みです。控除の適用には、定められた事項を記載したインボイス(適格請求書)の発行や保存が必要です。

【例】納付する消費税額の計算(本則課税)



⚠ インボイス制度へ対応しないと、取引先が仕入税額控除を受けられなくなります

インボイスに対応していない従来の請求書等では、仕入税額控除が適用されません。
取引先は上記例の100万円をそのまま納付する事になり、その負担の重さから今後の取引に影響を及ぼすおそれがあります。

制度開始に向けて押さえておくべきポイント

- 1 仕入税額控除を受けるためには、インボイス制度への対応が必要
- 2 適格請求書発行事業者が、インボイスを発行できる
- 3 課税事業者だけが適格請求書発行事業者に登録できる(免税事業者は登録できない)
- 4 適格請求書発行事業者の登録申請は**2023年3月31日まで**
※2023年10月1日からインボイスを発行するための期限
- 5 制度に対応した販売管理システム・財務会計システムが必要

登録期限まで
1年を切りました!



受け取る請求書が電子データの場合、 「電子取引データの保存義務化」への対応が必要

「改正電子帳簿保存法」により、受け取る請求書などが電子データの場合は、改ざん防止措置や検索要件を満たす上での電子データ保存が義務化されました。紙に印刷しての保存が認められなくなります。
(義務化の有期措置は2023年12月で終了)



電子データでの保存



紙に印刷して保存

資料請求先FAX 024-927-9576 (プリマックス本社行き)

本制度に関する資料やご説明をご希望の方は、下記項目にチェックをつけ上記までFAXにて送信ください。

☐ 資料請求 (インボイス制度) ☐ 資料請求 (電子帳簿保存法) ☐ その他 ()
☐ 業務環境についての打合せを希望 ※後日、弊社よりご希望日時について調整のご連絡を差し上げます。

御社名			
ご担当者		所属	
連絡先		Mail	

中小企業庁 認定情報処理支援機関 第6号-19090011

プリマックス株式会社

【本 社】 〒963-8025 郡山市桑野5丁目13-6

TEL : 024-927-9575 FAX : 024-927-9576

【福島営業所】 〒960-0112 福島県福島市南矢野目 中江12-16

TEL : 024-572-7197 FAX : 024-572-7198

【会津営業所】 〒965-0027 会津若松市花畑東3-3 5

TEL : 0242-37-7901 FAX : 0242-37-7902

制度開始に向けた事前準備

事前準備チェックリスト

発行側

- ☒ インボイス交付のために、適格請求書発行事業者の登録
- ☒ 現在の販売管理システムはインボイス制度に対応しているか？
- ☒ 発行したインボイスの保存方法、業務フローの見直しを検討したか？
- ☒ 保存方法について、電子帳簿保存法対応を検討するか？
- ☒ インボイス制度に係る社員研修の実施

受取側

- ☒ 受け取ったインボイスの保存方法、業務フローの見直しを検討したか？
- ☒ 現在の財務会計システムはインボイス制度に対応しているか？
- ☒ 保存方法について、電子帳簿保存法対応を検討するか？
- ☒ インボイス制度に係る社員研修の実施

業務では電子帳簿保存法の適用が有効

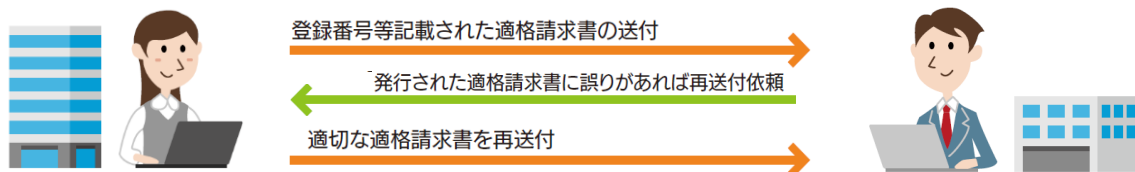
業務負担を増やさないために、電子帳簿保存法の適用でペーパーレス化を進めましょう。

インボイスの発行側

- ☒ 適格請求書の用意
- ☒ 7年間の保管義務

インボイスの受取側

- ☒ 受け取った適格請求書のチェック
- ☒ 7年間の保管義務



紙保管の課題もペーパーレス化で解決！



- ・紙の印刷コスト保管スペース削減！
- ・印刷・ファイリング作業がなくなり業務の効率アップ！
- ・検索もカンタン
- ・コンプライアンス強化

販売管理システムで必要な対応

請求書は適格請求書を出力する必要があります。

適格請求書には、次の①～⑥すべての事項が記載されている必要があります。

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象項目である旨）
- ④ 適用税率と税率ごとの請求額
- ⑤ 税率ごとの消費税額
- ⑥ 請求書を受け取る事業者の氏名や名称

請求書フォーマットの変更

請求書					
〇〇株式会社様へ		20XX年X月XX日		株式会社△△ 登録番号：T123456～	
(※)軽減税率対象		請求額		60,197円（税込）	
品名	数量	単価	税抜金額	消費税	
トマト ※	83	167	13,861		
ピーマン ※	197	67	13,199		
花	57	77	4,389		
花鉢	57	417	23,769		
8%対象計			27,060	2,164	
10%対象計			28,158	2,815	

消費税額の計算方法変更

消費税額の端数処理に注意が必要です。

適格請求書の消費税額等は、一適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行います。商品ごとに消費税額計算と端数処理する方法では、適格請求書の記載事項として認められません。

○ 認められる例

請求書					
〇〇株式会社様へ		20XX年X月XX日		株式会社△△ 登録番号：T123456～	
(※)軽減税率対象		請求額		60,197円（税込）	
品名	数量	単価	税抜金額	消費税	
トマト ※	83	167	13,861		
ピーマン ※	197	67	13,199		
花	57	77	4,389		
花鉢	57	417	23,769		
8%対象計			27,060	2,164	
10%対象計			28,158	2,815	

○：税率ごとに1回の端数処理

✕ 認められない例

請求書					
〇〇株式会社様へ		20XX年X月XX日		株式会社△△ 登録番号：T123456～	
(※)軽減税率対象		請求額		60,195円（税込）	
品名	数量	単価	税抜金額	消費税	
トマト ※	83	167	13,861		
ピーマン ※	197	67	13,199		
花	57	77	4,389		
花鉢	57	417	23,769		
8%対象計			27,060	2,163	
10%対象計			28,158	2,814	

✕：行ごとに端数処理して合算